

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第115号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月29日 11時20分ごろ	
発生場所	三重県紀宝町鵜殿港 鵜殿港南防波堤灯台から真方位290° 170m付近 (概位 北緯33° 44.2′ 東経136° 01.3′)	
事故等調査の経過	平成22年7月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第参拾壱<sup>きよくよう</sup>旭洋丸、495トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 135394、旭洋海運株式会社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ曲損、右舷船尾船底部擦過傷及び凹損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、鵜殿港内の船だまり入口付近を約4ノットの速力で西南西進中、平成22年5月29日11時20分ごろ、右舷船底部に軽い衝撃を受けた。</p> <p>本船は、着岸後に機関室ビルジなどの点検を行ったが、異常は認められず、その後も航行を続け、6月7日に上架し、船底部の点検を実施したところ、プロペラの損傷などが発見された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮高 約19cm、潮汐 下げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>本船の喫水は、本事故発生当時、船首約3.03m、船尾約4.17mであった。</p> <p>本船が船底に衝撃を受けた船だまりの入口付近には、水深3.9mの浅所が存在した。</p> <p>船長は、一等航海士のときに鵜殿港へ入港した経験があったが、本事故発生当時は船長として初めての同港への入港であった。</p> <p>船長は、鵜殿港南防波堤に設置されている消波ブロックが、海中のどの付近まで延びているか分からず、同防波堤に接近しないよう航行していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、鵜殿港内を西南西進中、船だまり入口付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、鵜殿港南防波堤灯台を通過したのち、左舷側の同防波堤に接近しないよう、船だまり入口付近を航行したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、鵜殿港内を西南西進中、船だまり入口付近を航行したため、同入口付近にある浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
----	------------------------------------------------------------------------